貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**343,073,795,248**	**（流動負債）**	**487,278,929**
現金・預金	7,015,492,912	未払金	465,253,237
預け金	378,616,303	賞与引当金	22,025,692
有価証券	335,638,517,554	**（固定負債）**	
仮払金	20,526,256	退職給与引当金	52,992,920
前払費用	6,973,975	**（負債合計）**	**540,271,849**
未収収益	13,639,282	**（剰余金）**	
未収金	28,966	利益剰余金	
（固定資産）	**82,749,601,962**	積立金	425,283,125,361
資産買取事業資産	82,010,995,939	**（純資産合計）**	**425,283,125,361**
買取資産	90,419,110,873		
貸倒引当金	△ 8,408,114,934		
有形固定資産	23,161,590		
建物	21,202,035		
工具・器具・備品	1,959,555		
無形固定資産	15,444,433		
ソフトウェア	11,369,873		
ソフトウェア仮勘定	4,070,242		
電話加入権	4,318		
投資その他の資産			
特定協定銀行貸付金	700,000,000		
資産合計	**425,823,397,210**	**負債・純資産合計**	**425,823,397,210**

損　益　計　算　書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**225,303,601,668**	**（経常収益）**	**302,134,001,019**
資産買取事業費	216,528,451,548	資産買取事業収入	291,246,553,122
買取資産損	212,301,037,092	買取資産収入	9,535,504,695
買取資産事務費	4,197,259,318	買取資産益	281,711,048,427
管理回収業務委託費	30,155,138	特定協定銀行納付金収入	1,123,625,954
一般管理費	365,703,560	特定協定銀行貸付金利息収入	1,273,597
貸倒引当金繰入	8,408,114,934	貸倒引当金戻入	9,342,103,992
事業外費用	1,331,626	事業外収益	420,444,354
機構債事務費	1,331,550	有価証券利息	366,375,475
雑損	76	雑益	54,068,879
（当期利益金）	**76,830,399,351**		
合計	**302,134,001,019**	**合計**	**302,134,001,019**

㈱　当期利益金76,830,399,351円は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第２号）第25条第１項の規定により、積立金として整理する。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

ただし、債権は償却原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物　　８年～18年

その他　２年～20年

これによる減価償却累計額は8,216,693円である。

⑵　無形固定資産

当機構利用のソフトウェアについては、機構内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用している。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債務者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債権及び債務者は経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権については、債権額から担保による回収見込額及び債務者の経営状況等を考慮した担保以外の回収見込額を控除し、その残額について貸倒引当金を計上している。

⑵　賞与引当金

役職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上している。

⑶　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　機構債発行費の処理方法

支出時に全額費用として処理している。

⑷　その他

特定協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく令和６年度納付金納付申告書の提出を令和７年５月22日に受けた。整理回収機構では、令和６事業年度で費用処理されている納付金が、預金保険機構では預金保険機構会計規程第４条第２項ただし書きの規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、特定協定銀行納付金収入612,620,087円の見込みである。